

平成30年第3回 飯塚市議会会議録第3号

平成30年9月10日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 9月10日（月曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。9月7日に引き続き、一般質問を行います。25番 勝田 靖議員に発言を許します。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

通告に従って、一般質問を行っていきたいと思います。今回は教育現場におけます市費雇用職員全般について、お尋ねいたします。まず最初に、飯塚市内の教育現場には、多種多様のニーズに応じた市費雇用職員が配置されていると思います。そこで、飯塚市内の小中学校に配置されている市費雇用職員の実態についてお尋ねしますが、まず教育職員、いわゆる講師以外でどのような職種の方を何名雇用していますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

市が雇用し、学校に配置しております学校職員以外の職員の職種と雇用人数でございますが、平成30年9月1日現在で、特別支援教育支援員小学校55人、中学校16人の合計71人、複式解消補助教員2人、学校用務員小学校15人、中学校6人、小中一貫校4人、合計25人、学校図書司書小学校15人、中学校6人、小中一貫校7人、合計28人、また学校の要望などに応じて学校に派遣するスクールサポーター2名を雇用いたしております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今答弁された職種の中で、学校用務員、学校図書司書の職務内容はある程度理解できますが、それ以外の職務内容についてはどのようなものでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

特別支援教育支援員は、障がいのある児童生徒等の学校生活が円滑なものとなるよう個々のニーズに応じて、適切な介助支援を行っております。複式解消補助教員は、2つ以上の学年を1つに編成した複式学級の指導、充実を図るために、教員の補助業務を行っております。スクールサポーターは、小中学校における問題行動の未然防止や不登校傾向の児童生徒への支援などを行っ

ております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

ありがとうございました。本日は、その中でも今答弁していただいた中で、特に改善を必要としている特別支援教育支援員とスクールサポーターの職務内容と実際についての2点に絞って質問をしていきたいと思っています。まず、特別支援教育支援についてですが、飯塚市が特別支援教育支援員を市内の小中学校に配置するようになった経緯について、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

平成18年6月に、学校教育法等の改正が行われ、平成19年4月から全ての学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っていくこととなりました。このことにより、本市におきましても、平成19年度から学校生活上の介助や支援を必要とする児童生徒の在籍する小中学校にサポートを行うものを特別支援教育支援員として配置することとしたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

本市の導入経緯については、学校生活上の介助や支援を必要とする児童生徒の在籍する小中学校にサポートを行うものとしての位置づけで配置しているということで理解していいわけですよ。そこで現在、市内の各小中学校に何人の特別支援教育支援員を配置していますか。また、実際は何人の配置を予定し、何人が配置できていない実態になっているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

先ほどの答弁と重複いたしますが、平成30年9月1日現在で小学校55人、中学校16人、合計71人の特別支援教育支援員を配置しております。一方、児童生徒の状況を踏まえ、各学校から出された要望を考慮し、配置予定人数といたしたものは、9月1日現在で小学校が60人、中学校が23人の合計83人と捉えておりますので、小学校では5人、中学校では7人の合計12人の配置ができていない状況となっております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

小学校で5人、中学校で7人の計12人が現在配置できていないということですが、全体で考えますと83人の予定配置数が必要であるにもかかわらず、実際は71人しか配置されず、15%の12人の特別支援教育支援員の方が配置されていない状況にあるということではないんですよね。先ほど部長が答弁されました、学校生活上の介助や支援を必要とする児童生徒のサポートができないまま放置されている状況が続いているということになりませんか。それでは現在、特別支援教育支援員が予定数配置されていない学校は、何校あるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

特別支援教育支援員が予定数配置されていない学校は、小学校で4校、それから中学校で5校と

なっております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

特別支援教育支援員の不足数、未配置の数としては全体で12人、さらに小中合わせて9校の3割を超える学校が未配置ということになりますよね。特に中学校では、その中でも、5校といえは約半数に当たる5割の学校が未配置ということになります。もう少し掘り下げてお聞きしますが、必要数配置されていない学校の中に、2人以上の複数配置が必要な学校の実態はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

特別支援教育支援員を2人以上複数配置予定している学校は、小学校が16校、中学校が8校となっております。その中で予定どおり配置がなされていない学校は、小学校が4校で、その内訳は、配置予定数より1人少ない学校が3校、2人少ない学校が1校でございます。また、中学校では5校が支援員を予定数どおり配置できておらず、その内訳といたしましては、配置予定数より1人少ない学校が3校、2人少ない学校が2校でございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今答弁された回答は、教育現場である学校においては、非常に厳しい数値だと私は思います。8月末にある学校を訪問した際、お話を伺ったところ、その学校では5人の配置予定数であるにもかかわらず、きょう現在で2人しか配置できてない状況、支援不足の実態を切実に訴えられていました。そこで昨年度、特別支援教育支援員を複数配置予定していた小中学校の中で、必要数を配置できないまま年度を終えた学校は何校で、何人配置できなかった実態がありますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

昨年度に予定数配置できなかった学校は、小学校が4校で5人、中学校が1校で1人の配置対応ができない状況でございました。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

特別支援教育支援員の配置予定数と実際の配置数の実態が明確になったと思います。昨年の未配置小学校の実態として、これは昨年と同様の数値が出ておりますが中学校においては、昨年1校1名だったのが、ことしは5校の7名というという結果なんですよね。本当に何のための制度であり、飯塚市の教育の活性化や特色化につながるのか、大変疑問に思います。

では、その要因や原因は何なのかといった課題について、質問してみたいと思います。特別支援教育支援員制度は、障がいのある児童生徒がその障がいの実態に応じ、十分な教育を受けられるように支援するために配置しているものだと、私は考えております。だから当然、教育現場である学校には必要とされる定数として受けとめていいのかもしれませんが。必要な支援員の確保ができない実態がどうして生じているのか、市教委として分析されましたか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

予定数の支援の確保ができていない理由といたしましては、一つには、この制度がスタートしました平成19年度は、小学校12校に13人、中学校2校に2人の合計15人の配置でありましたものが、現在では、先ほどの答弁と重なりますが、83人の支援員が必要と考えておりまして、多くの支援員を確保しなければならない状況にあることが挙げられます。

次に、特別支援教育支援員は、臨時的任用職員の雇用形態をとっております。地方公務員法第22条では臨時的任用については、6月を超えない期間で任用を行うことができ、この場合において、任命権者は6月を超えない期間で更新をすることができるかと規定されており、基本的には長期の雇用継続を行っていないこと。さらに、勤務を要しない夏季休業期間中は、雇用が切れるなどの雇用条件が要因となっているのではないかと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

基本的には長期の雇用継続を行っていないこと。勤務を要しない夏季休業期間中は雇用が切れる等の雇用条件が主な要因であるとの回答でしたが、私は夏季休業期間勤務中に任用を切るため、健康保険証を返納し、旦那さんの保険に組み込み、9月になったらまた再度保険から抜かなければいけないというような仕組みが一番問題ではないかと考えております。私も地元の支援員が不足しているとの話を何度もお伺いし、何人も市教委にご紹介いたしました。その際、複数の方が、この手続のために雇用を断念したといった報告も聞いております。他の市町村において臨時的任用職員という本市と同じような雇用形態をしているけれども、保険証は継続し運用しているといった自治体もあるように聞いております。飯塚市は夏季休業期間中は任用を切るため、健康保険証を返納している雇用の仕方をなぜ行っているのか、わかりやすく説明していただけますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

先ほどの答弁と重なりますが、特別支援教育支援員は臨時的任用職員の雇用形態をとっております。このため勤務を要しない夏季休業期間中は、雇用期間が切れるために健康保険証も返納していただいております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

厳しい雇用条件でもあるし、雇用を希望する皆さん方の大きな妨げにもなっていることは、これは事実だと思います。そこでお尋ねですが、2020年度に施行されます地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時的任用職員及び非常勤職員について、雇用形態や雇用条件等が改善されるやに聞いておりますが、その際には、特別支援教育支援員の雇用条件は当然改善されますよね。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

議員、ご紹介がありましたとおり、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化や臨時的任用職員、非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化を図ることを目的に、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、2020年4月1日に施行されることは存じております。今回新たに創設される制度が支援員の業務形態に合致するのか。また、合致する場合、現在の勤務形態に見直しが必要となるのかどうかなど、関係部署と慎重に協議しながら取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番(勝田 靖)

かつて議会答弁に、検討しますと言った回答する場合、これはほぼやりませんよというふうに理解していたんですね。でも、ただいまの部長の答弁によりますと、取り組んでいかなければならないと考えていますといった前向きな答弁でしたから、少しだけほっとしております。本市が特別支援教育支援員制度を導入した平成19年度は、小学校が13人、中学校2人の計15人でスタートしたものが今では83人の配置希望と当初に比べ、必要数も爆発的に増加し、5.5倍にも膨れ上がっていると思います。しかし、その予定配置数の15%の12人が2学期になった現在でも、未配置だという答弁を伺って、これは問題だと思うわけですね。特別支援教育支援の雇用確保のためには、雇用条件の改善等を早急に取り組むことが急務だと私は思います。そこで、2020年4月1日から新たな雇用制度が創設される予定がありますが、教育現場の学校に対して、それまでの期間、現在のまま辛抱してくださいという考えを市教委は持っているのか、お尋ねいたします。

○議長(藤浦誠一)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

ご指摘のとおり、学校側が希望する支援員を配置できていない状況がございます。一方で、繰り返しの答弁になりますが、特別支援教育支援員は、臨時的任用職員の雇用形態をとっているため、勤務日数によって賃金を支払うこととなります。このため、基本的に業務に従事しないこととなる夏季休業中は、雇用を行っておりません。しかしながら、そのことは、夏季休業期間中の支援員の収入が途絶えることを意味します。支援の中には夏季休業期間があるから支援員として勤務したいというふうな方もいらっしゃいますが、本市の場合は、夏季休業期間中の支援員の収入確保策として、児童クラブ支援員としての臨時雇用をご紹介します。その場合は、雇用主が飯塚市から児童クラブ事業を運営する青少年健全育成会連絡協議会とかわり、健康保険の加入変更など、非常に煩雑な手続きが生じてくることも承知しております。健康保険が1年の途中で切れてしまうなど、長期の雇用を希望する方のニーズに合っていないことや、学校現場からの要望にこたえていく上で、現行の雇用制度に課題があることも十分に認識しております。しかしながら、法令上、長期の継続雇用はできないことなど、現状の雇用条件については、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(藤浦誠一)

25番 勝田 靖議員。

○25番(勝田 靖)

ただいまの答弁を聞いていますと、辛抱しなさいということで行くんですね。

次に、教育長にお尋ねいたします。教育長は、一昨年まで教育現場に勤務され、教育現場に定数があるにもかかわらず、定数配置がないまま学校経営や運営をしなければならない、そういった苦しみは御存じのはずです。この特別支援教育支援員制度で支援員の方が果たす役割といいますか、業務内容は御存じですよ。ここでお答えくださいといったことは尋ねませんが、基本的な生活習慣の確立のための日常生活の介助、学習支援や学習活動、あるいは教室間移動等における介助、健康、安全関係の確保、学校行事等における介助、さらには、周囲の児童生徒の障がい理解の促進といった業務内容をしていただいているわけです。

先ほども申しましたが、本市では、この制度を導入した当初、小学校には12校13人、中学校には2校2人の計15人の配置数でスタートしたものが現在は小学校60人、中学校は23人の計83人が必要配置数として、市教委に上がってきているわけです。全体で5.5倍ですが、小学校では何と4.6倍、中学校は驚くかな11.5倍の必要数に激変しているわけです。しかし、15%の12人が2学期のスタートにもかかわらず、未配置のまま、そういった運用が数年

継続しているわけですね。それでも支援を要する子どもたちは学校に通い、どうしていいかわからず、もがき苦しむ毎日を過ごしている子もいるわけです。教育現場では、本当に学校運営や校務運営に大きな支障を期待している現状があることは確かです。大地動乱時代が地球に押し寄せ、猛暑に豪雨に台風にと、今の時代何が起こるかわからない私たちの身の回りでそれでも飯塚市の子どもたちの教育だけはしっかり保障するとともに、学校教育を推進していく必要があると思います。教育長の手腕ある考えを今までの答弁を聞いてどう考えるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

教育長。

○教育長（西 大輔）

障がいのある児童生徒等、支援を必要とする児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた教育を実施するためには、今おっしゃられました支援員の確保は欠かせないものでございます。加えて、何らかの支援が必要な児童生徒も年々増加傾向にあります。支援員の必要数も増加していることも十分に承知しております。ただ、特別支援教育支援員のあり方も夏季休業期間中の学校活動を含めた教育活動全体の中で整理し、その勤務形態、雇用形態等について、今後前向きに検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

教育長、本当に前向きに検討をしてもらえるんですね。よろしく申し上げます。そこで、改善策の一つとして、雇用条件の改善等には当然財源が必要になるかと思えます。自主財源の柱である市税については、公正公平な賦課徴収に取り組んでおられると思いますが、総務省の過去10年間の調査結果を調べたところ、本市の家屋敷課税の件数が、ゼロとなっていました。こういった税が徴収できれば支援員の財源になるのではと必死で考えていました。少し話がはずれましたけども、財源確保の観点から家屋敷課税の仕組みについて、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

家屋敷課税につきましては、個人市県民税の課税に含まれているものであり、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない方を対象としております。この制度は事務所等を有していることにより、何らかの行政サービスを受けているという考え方から課税するものでございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

ただ私が調べた総務省の課税状況調査結果において、本市の家屋敷課税の報告がゼロ件となっていることは、この飯塚市において家屋敷課税は行っていないということになるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

総務省の調査結果につきましては、毎年調査が行われております課税状況調べの結果を反映しているものでございますが、調査の基準が7月1日時点で課税しているものを報告することになっており、本市では、例年9月に課税しているため、基準日時点ではまだ課税が行われていないことから、ゼロ件という結果となっているものでございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

それでは、本市の課税状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成29年度の状況としましては、59名に家屋敷課税を行っております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

家屋敷課税の徴収が行われているということで、安心した反面、ちょっとがっかりしたんですけれども、なぜなら、その徴収をしっかりといただいて、この特別支援教育支援員の制度に運用できないかと考えていたからです。しかし、このほかにも市営住宅使用料の未納者に対する徴収等で市税を増収させ取り組んでいただくことも考えられるかと思います。ゆくゆくは飯塚市の財産となる子どもたちの教育をしっかりと保障し、明るい豊かな輝く飯塚市の市民となることにも結びつくことだと思います。したがって、必要な教育関係定数で配置されない学校が毎年何校もあるようなことのないよう、あらゆる手だてを講じて取り組んでいただくことを強くお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

次に、2点目のスクールサポーターについて、お尋ねいたします。市教委では、スクールサポーターと呼ばれる職員を雇用し、市内の小中学校に派遣していると聞いておりますが、このスクールサポーターとはどのような職務を担い、市内に何人配置していますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

飯塚市では、平成22年度から小中学校における問題行動等の未然防止や不登校支援の充実及び規範意識の育成を目的として、スクールサポーターを配置し、要請に応じて学校への派遣を行うスクールサポーター派遣事業を行っております。具体的な業務といたしましては、学校と連携して、学校内を巡回し、問題行動の未然防止を行う。不登校傾向の児童生徒に対して教育相談を行い、不登校の未然防止や不登校解消に取り組む。教室での事業に参加できない児童生徒に対して、当該校の教職員とともに、個別の支援や保護者の教育相談に当たる。問題行動を引き起こす児童生徒の家庭や不登校児童生徒の家庭への支援などを行っております。現在は2名のスクールサポーターを雇用しております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

では次に、スクールサポーターの1日の勤務時間及び勤務日数はどういう体系になっているのかお尋ねします。また、庁外で活動することが多いと思うわけですが、勤務日数や指導記録等の報告書等については、きちんと保存されているのでしょうか。また、そういったものを閲覧させてもらうことはできますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

スクールサポーターの1日の勤務時間は、基本的には8時30分から17時15分までとなっ

ており、月17日の勤務となっております。業務に当たる上では指導主事と支援のあり方を含め、情報の共有を図っております。このため、スクールサポーターが一定期間学校を訪問して、問題行動やいじめ問題の解決を図る支援を行うようなケースについては、指導主事のもとで、支援内容等についての記録を作成しております。今申し出のありました閲覧については、児童生徒のプライバシーの保護の関係から、公開はいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

公開してないけれども、資料請求要求とかがあれば当然できるんでしょう。それもやっぱりしませんか。名前は消して。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

その内容によると思います。お名前だとかを消して公開する場合もございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

わかりました。では今教育部長は、職務内容として学校と連携した4つの業務内容等を言われたわけですが、確かにスクールサポーターの職務内容が学校及び児童生徒の状況等に応じて、多岐にわたっているということは理解できました。本当に部長が答弁された職務内容の業務を遂行されているのかどうか、私は若干疑問を持たざるを得ません。そこで現在、各小中学校において、このスクールサポーターをどのように活用されているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

スクールサポーター派遣事業が導入された当初は、市内の一部の学校、特に中学校において問題行動が多く見られた時期であり、学びの環境を正常化するための対応が主なものでした。しかし現在は、学校において生徒指導の組織的な取り組みが日常的に行われ、生徒にも落ちつきが見られております。このため、ここ数年は、教室で授業に入れない児童生徒への個別の支援や不登校傾向の児童生徒に対する教育相談や家庭訪問、また、友人関係等のトラブルや学習規律の乱れ等から、学級で落ちつかない児童生徒の個別支援を行うなどしております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

では、もう少し具体的な活動について、お尋ねいたします。昨年度、一昨年度もスクールサポーターの学校に対する派遣回数ほどのくらいになっていますか。もしそのときの活動内容がわかるのであれば、わかる範囲で結構ですので、お答えいただきませんか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学校よりサポートの依頼があり、派遣した件数ですが、平成28年度が84件、平成29年度が67件、過去にかかわった児童生徒の様子を確認するために学校訪問を行った件数が平成28年度25件、平成29年度6件となっております。また、家庭訪問を行った件数が平成28年度は107件、平成29年度が84件でございます。さらに、不登校生徒への支援を行う適応指導教室のサポートに平成28年度は5件、平成29年度は9件派遣をしております。そのほか学校

行事などの対応や校区巡回などの業務を行っております。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

スクールサポーターの職務内容は、飯塚市スクールサポーター派遣事業実施要綱に多岐にわたって記述されているわけですが、中でも支援を必要とする生徒に関する職務が最重要項目の一つになるかと思えます。つまり学校訪問や学校長と十分な打ち合わせをした後の家庭訪問になるかと思うわけです。そこで、夏季休業期間中となる7月、8月の学校訪問や家庭訪問の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

スクールサポーターは学校の要請に基づき派遣を行っております。夏季休業期間中に当たる7月、8月の家庭訪問について、昨年度は15件、今年度は13件行っております。学校訪問については、学校からの要請がありませんでしたので、行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

要請がなかったから行っていませんというそういう回答は非常におかしいのではという気がします。長期休業期間中が開ける2学期の始業式に児童生徒の不登校、あるいは自殺が増加する、そういう時期なんですよ。つい先日の始業式後に、夏休みの宿題を注意された中学生がみずから命を絶ったという事案も起きたという報道もされたばかりです。常日ごろから学校と連携がとれているスクールサポーターであるならば、長期休業期間中には普段以上に学校との連携を強化しなければいけない7月、8月にならなければいけないのではないのでしょうか。そしてむしろ、各小中学校に対して情報も守秘義務の範囲内でしっかり共有するといったことができるのではないのでしょうか。学校にそういったスクールサポーター来訪や打ち合わせの学校日誌等を残せば立派な業務報告の一つにもなるかと思えます。ただいまの答弁によりますと、サポート以外の学校訪問回数は、平成28年度が25回、平成29年度が84回、これは正直に言いまして非常に少ないのではないかと思います。しかも一番、学校や家庭とじっくり話ができる夏休み期間中の訪問においては、学校訪問はゼロ回なんですよ。家庭訪問も過去2年間で平均して14回という驚く数値だと私は思います。この現状を市教委はどう捉えますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

夏季休業期間中においては、児童生徒は学校外で活動することが多いため、各校区の巡回や繁華街での見回りを中心に行っております。家庭訪問については、必要に応じて行っております。しかしながら、議員のご指摘のとおり、諸問題の未然防止という点からは、7月、8月の学校訪問や家庭訪問は、より積極的に行っていかなければならないと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

きょうはまちの巡回に行ってきますと告げて、どこで何の業務をされているのか、私はわかりませんが、先ほども申したように簡単な巡回報告書等も準備し、各中学校が共有できる情報提供を当然やっぱりやるべきだと思いますね。そこで、スクールサポーターは、派遣学校の校長の指揮監督を受けて職務を行うということですが、学校によっては、非常にスクールサポーターが活用しづらい。これは生の声で、これを聞くこともあるわけですが、服務監督権者であります市教委は、直接スクールサポーターに定期的な聞き取りや報告を受けるようなこと、さらには指導等は行っていないのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

スクールサポーターの活動については、学校教育課指導係で把握しており、児童生徒の状況の把握と共有に努めております。しかしながら、学校からの活用しづらいという声に対しては、謙虚に受けとめなければならないと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

そこで、私が本当に一番気になっていることを質問したいと思います。平成20年度に文部科学省が教育サポーター制度を導入した際に、普及に向けて確か教育サポーターの活動を希望する人に対して、必要な知識、技能、心得等について登録前研修を実施するようにと指導をしていたはずだと思います。飯塚市で雇用しているスクールサポーターは、この教育サポーターとは若干異なるとは思いますが、課題の見られる児童生徒に直接かかわる職務ですので、私は、研修は必要だと思うわけですね。本市では行われているとは思いますが、さらに本市の要綱によりますと、少年サポートセンター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、適応指導教室等々とも連絡調整を図らないといけないわけですね。まして、教育相談等に当たらなければいけないのですから、定期的な研修も私は最低限必要だと思うわけです。そこで、本市2名のスクールサポーターの方の研修実績はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

ただいま議員からご指摘がございましたとおり、課題の見られる児童生徒と直接かかわりを持つスクールサポーターにつきましても、活動の場に応じた知識、技術、例えば、子どもや保護者との接し方、現状把握の方法、安全管理及び学習指導要領等についての知識などの習得が必要となっておりまして。本市のスクールサポーターにつきましても、教育委員会指導主事による生徒指導提要など文部科学省から発行されている生徒指導関係文献を用いた研修や内閣府等が実施している少年非行の新たな動向と対応や子ども、若者の居場所づくり等についての研修会等への参加など、適宜必要に応じた研修を実施しております。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、不登校の児童生徒に対する対応等についても新たに法整備がなされるなど、研修を積まなければならない事案が数多くあり、スクールサポーターに対する研修体制につきましても見直しをしていく必要があると考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

ぜひ定期的な研修は、継続してやっていただきたいことを要望しておきます。

次に、飯塚市スクールサポーター派遣事業実施要綱という立派な要綱が本市にはあるわけです。子どもたちにかかわる職務内容で雇用されている職員の方々が、ほかにもスクールソーシャルワーカーの方、カウンセラー、教育研究所の職員、適応指導教室等の職員等も存在するわけですから、飯塚市29校の問題行動等の未然防止や不登校支援にどうかかわらせるかを点検するなどして、実情に応じた付加修正をしていくことが大切だと思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

スクールサポーター事業が始まって、9年が経過しました。導入当初は、残念ながら市内小中学校の暴力行為数の減少を事業の成果指標に掲げるなどの学校の状況でございましたが、現在は児童生徒の暴力行為は激減し、本事業において一定の成果が見られたと評価をしております。一方で、近年は不登校児童生徒の増加を初め、学校、児童生徒が抱える問題も変化してきており、また、先ほど議員のご指摘もございましたとおり、問題の未然防止の観点からの学校支援も重要になってきていることから、この事業のあり方を見直す時期に来ているのではないかと考えているところです。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

事業のあり方を見直す時期に来ているとの答弁ですが、確かに一時期の学校崩壊や生徒の荒れといった状況は激減してきたと思います。しかし、それは同時に違った意味での新たな課題や問題が生じていることも、これも事実なんですね。したがって、このスクールサポーター制度の活用は当然継続していくべきであり、今までとは異なった、児童生徒の非行防止及び立ち直り支援だとか、学校等における児童生徒の安全確保、児童生徒等を非行や犯罪被害から守るといった業務に変えていくとかですね。そしてさらに、学校からの派遣要請があれば訪問するだけでなく、保護者や地域からの要請でも活動できるようにするべきではないでしょうか。

特に今の時代、何度も言いますが、何が起きてもおかしくない時代に入ってきました。地域安全情報の把握は、できれば学校、保護者、地域住民と共有できるぐらいの連携はとる必要が、このスクールサポーターには私はあると思います。だから、単に担当者任せでなく、あるときは指導者が学期もしくは月に1度ぐらい同行して、学校訪問等を行い、情報を共有し懇談をすることもできるのではないのでしょうか。ぜひリニューアルして取り組んでいただきたいと思います。

そして最後に、本日一般質問を行いました特別支援教育支援員にしても、このスクールサポーターの適切な活用にしても、本音の部分で、私は学校が学校長を中心にし、本当にどこまでこういった制度、あるいは仕組みを理解し活用したいのか、そういった意識を強く持っているか否かで、大きく変わるような気がしてなりません。ますます市教委の指導力、牽引力が試されると思いますが、今後の市教委の努力と頑張りを期待して、今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。２０番 上野伸五議員に発言を許します。２０番 上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

通告に従い、質問をさせていただきます。まず初めに、平成３０年豪雨災害の原因究明や今後の対策について、お尋ねをいたします。今回の豪雨災害について、幸袋地区、颯田地区の住宅被害の状況をお伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

それぞれの住宅被害の件数といたしましては、幸袋地区でございますが、まず半壊が６４棟、床上浸水が１７１棟、床下浸水が１６９棟でございます。続きまして、颯田地区でございますが、半壊が１０７棟、床上浸水が３５棟、床下浸水が２９棟となっております。

○議長（藤浦誠一）

２０番 上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

それぞれ大きな被害なんです、その原因はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

今回の平成３０年７月豪雨では、颯田地区、幸袋地区において大きな被害が発生しております。その原因でございますが、過去に災害が発生いたしました平成１５年及び平成２１年の豪雨では、短時間に非常に強い雨が降るゲリラ的な集中型の降雨であったのに対し、今回の豪雨は中規模の降雨が持続的に発生し、２４時間雨量が観測史上最大となるなど、これまでの雨の降り方と異なるものでございました。そのため、遠賀川の水位も過去最高を記録し、氾濫危険水位を６時間にわたり超える記録的な豪雨となったことから、その支川である庄司川、庄内川の水位上昇に大きく影響を与え、溢水したと思われませんが、今後、遠賀川を管理する国や、庄司川、庄内川を管理する福岡県と協力をしながら、詳細な浸水原因について、調査検討していかなければならないと考えております。

○議長（藤浦誠一）

２０番 上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

それぞれの地区のポンプの稼働状況について、お伺いをいたします。幸袋地区の庄司川の流末には庄司川排水機場が設置されていると思いますが、今回の豪雨においてポンプを停止したということをお伺いしておりますが、実際の稼働状況について教えてください。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

庄司川排水機場の稼働状況でございますが、７月５日１７時３０分に運転を開始しております。その後、一時的に遠賀川の水位が低下したため、６日の深夜０時１５分に一旦運転を停止して、自然流下にて排水を行っております。その後の降雨により、遠賀川の水位が再び運転水位に達したため、同日朝６時４５分から運転を開始しております。この間、停止した時間につきましては、６時間３０分ございました。しかしながら、長時間の運転によりオーバーヒートが原因で、７月６日１５時４３分から１６時２９分の４６分間停止をしております。その後は停止をすることなく、７月７日朝７時まで稼働しております。また、オーバーヒートした原因の解消につきましては、その間で対応しております。引き続き、ポンプ場の管理につきましては、今回のような機械的なトラブル等でポンプが停止することがないように、ポンプ場の管理者でございます国と連携

を図り、しっかりと保守点検を行ってまいります。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは、今回のようなオーバーヒートが原因でポンプがとまるということについての再発防止策については、万全を期していくというようなご答弁と受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

はい、先ほども答弁いたしましたように、しっかりと運転管理についてはやっていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは、庄内川には勢田地区の内水排除のための颯田排水機場がありますが、当時の稼働状況について教えてください。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

颯田排水機場の稼働状況でございますが、7月5日18時7分、運転開始をし、内水排除について対応しておりましたが、その後、6日16時30分に庄内川の溢水により、排水機場が水没状態となりましたので、ポンプを稼働させたままで職員及び操作員が退避をしております。その後、雨があがってポンプ場の点検、修理を実施した際に、ポンプの停止時刻の調査を行いました。正確な停止時間を確認することはできませんでした。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今後も同じような豪雨で庄内川が溢水すれば、排水機場がまた水没することになると思いますが、溢水しないような対策、どのようなことを考えておられますか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

今後、遠賀川の管理者である国と、庄内川の管理者である県と連携をしながら、詳細な浸水要因を調査、把握した上で、必要な対策について協議してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

幸袋地区の庄司川、颯田地区の庄内川及び鹿毛馬川はいずれも県が管理する河川ですが、国が管理する遠賀川を含め、今後の国、県の対応はどのようになるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

幸袋地区の庄司川につきましては、幸袋地区自治会長会会長を代表として、平成30年8月7日付で「庄司川における浸水対策に関する要望書」が市に提出され、市から副申書を添え、遠賀川河川事務所長及び飯塚県土整備事務所長に要望を行っております。また、颯田地区の庄内川に

つきましては、浸水被害を受けた上勢田東自治会長、上勢田西自治会長、下勢田自治会長、北勢田自治会長、大畑自治会長を代表して、上勢田東自治会長により、平成30年8月3日付で「大水害に関する緊急要望書」が市に提出され、市から副申書を添え、飯塚県土整備事務所に要望を行っております。今後の対応といたしましては、国、県、市が連携しながら、具体的な対策について協議をしております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今まであり得なかったような被災を受けた方々からは、自分たちの地域は飯塚市の調整池にされているといったような不満や、今回の災害は人災であるといったような意見が頻繁に聞こえてきています。このような声に真摯に対応するためにも、飯塚市だけではなく、国、県も同席した地元説明会を早急に開催して、原因については事実を包み隠さず伝え、誤解や不満を完全に払拭すべきだと思いますし、被災された方々の将来に対する不安や地元からの要望に応えられる、できる限りの対策についても直接説明すべきだと思いますが、このような地元説明会、開催していただけますか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

今後の国、県、市の協議により、ある程度方向性が出ましたなら、ご説明の場を設けたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

時期についてですが、せめて遅くてもことしいっぱい、12月までには行っていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

地元のご要望も理解をした上で、できる限り調整させていただきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

12月までには行っていただけるということで理解をしておいてよろしいですね。ありがとうございます。

それでは避難所についてですが、今回の水害におきましてはいろいろな教訓があったと考えますが、穎田地区では指定避難所であります穎田支所が浸水しております。また、避難所自体は浸水していなくても、幸袋小中一貫校を初め、そこに行くまでの道路が浸水していたという状況もあったとお聞きをしております。避難所については、指定緊急避難場所、指定避難所を含めて検証する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

平成28年5月に国土交通省遠賀川河川事務所が洪水浸水想定区域図を公表いたしまして、ことしの5月には福岡県が県の管理河川の洪水浸水想定区域図を公表したところでございます。このことによりまして、今年度はこの国と県のデータに基づいた、本市の新たな浸水想定ハザード

マップを作成する予定といたしております。これと合わせまして、今回の災害も考慮しながら、本市の指定緊急避難場所等の見直しを今年度中に行うことといたしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

早期に見直していただきますようお願いをしておきます。この避難所の運営についてですが、穎田においても交流センターや社協の職員さん方の日夜にわたる献身的な対応に、避難者の皆さんからは感謝と称賛の声が聞かれていたわけですが、職員さん方は通常業務をこなしながら、休憩時間や休日も削っての対応に体力的にも精神的にもぎりぎりの状態であったのではないかと思います。運営については、職員のみでの対応ではなく地元との共助が必要であるということは同僚議員での質問でも明らかにされたことだと思っております。また、被災箇所の後処理についても同様だと思います。実際に今回の後処理についても、自治会関係、地元の方々が無念に取り組まれておられました。このように、災害発生時には地元の方々とのさまざまな共助は不可欠です。自主防災組織の設立促進も大切だと思いますが、今回の災害から得た知見も踏まえた研修会などの実施を、自治会単位で行っていただきたい。このことを強力に推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

避難所運営等のことにつきましては、先週の一般質問でも答弁させていただきましたとおりでございます。地域のリーダー的な研修を、今、積極的に進めているところでございます。また、自主防災組織を強化する取り組みといたしましては、第1段階といたしまして、お住まいの地域の災害リスクを知っていただくなどの「防災研修」、それから、第2段階といたしまして、自分の住む地域の避難経路マップ作成などの「防災まち歩き」、第3段階といたしまして、避難訓練を行い、逃げる体制をつくる「防災情報に基づく行動」を各組織の中で取り組んでいただくように、今、市より提案をし、支援を行っているところでございます。

また、自主防災組織に限らず、自治会や地域で活動している団体等につきましても同様の取り組みをお願いし、災害から命を守るための研修に取り組んでいただくように啓発いたしますとともに、このことについては積極的に市としても支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

命と財産を守るために早期の実現をお願いしたいと思いますし、先ほどの穎田支所に関する地元説明会についてはできるだけ早くやっていただきたいと思いますが、ことしじゅうの開催は可能でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

先ほど、今回の災害に対してのということで都市建設部長のほうも答弁させていただきましたが、その旨でできるだけ頑張りたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今回、穎田の交流センターにおいては、隣接する一貫校から飲料水の提供がございました。こ

これはPTAが学校に災害対策用の自動販売機を設置した際に、500ミリリットルのペットボトル24本入りのケースを20ケース、合計480本、240リットル備蓄されていたものです。道路が冠水して購入に行けない状態でしたので、とても助かったという話をお聞きしたことです、ここでご紹介しておきたいと思います。

また、この豪雨を受けて、地元コミュニティの中心である公民館も浸水をいたしました。幸袋の柳橋では床上約120センチメートル、颯田の上勢田公民館は床上約30センチメートルの浸水だったそうです。閉会中委員会での同僚議員からの質疑や意見もあって、今議会の補正予算では、行政負担での改修費用が計上されておりますが、これにとどまらず、もっと踏み込んだ対策が必要であるのではないかと考えておるのですが、副市長、この点いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

今回の公民館関係の予算につきましては、できるだけ地域の負担を軽減する制度改正を行った上で、予算の計上をさせていただいております。また、そこそこの地域の実情も差異がございますので、今後につきましては、議員が言われますように地域の意見を聞きながら、できるだけ地域の負担にならないような形かつ振興を考えながら、調整を今現在、進めているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

この件は所属する私の委員会の所管でございますので、詳細や進捗状況などは今後その中でお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしておきます。

次に、小・中学校へのエアコン設置期間の短縮について、お伺いをいたします。最初に確認しておきますが、現在、あなた方が議会や市民の皆さんに提示している設置期間、これ何年間ですか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

5カ年計画でございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは具体的な質問に入らせていただきます。近年の猛暑については、もはや言及する必要はないと思います。ことし7月17日、愛知県豊田市で小学1年生が熱射病でお亡くなりになりました。大変不幸で痛ましい事故だと思います。心からまずはお冥福をお祈り申し上げたいと思います。昨年12月の質問でもお尋ねいたしました、現在のエアコンの設置状況を教えてください。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在のエアコンの設置状況ですが、飯塚鎮西小学校、飯塚鎮西中学校、飯塚第一中学校、穂波西中学校、幸袋小学校、幸袋中学校、二瀬中学校の以上7校がことし8月中にエアコンの設置し、2学期からエアコンが使える状況となっております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

昨年質問では、できるだけ早い時期に設置をしていきたいという答弁をいただきましたが、その後、どのようになっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

昨年12月議会の一般質問でのご指摘を受け、当初5カ年で計画しておりました小中学校の空調設備設置計画を、できるだけ期間を短縮し、速やかに設置していくことを庁内で確認をしていたところです。しかしながら、全校設置には高額な事業費が必要となることから、国の交付金を財源として確保したいと考えております。このため、空調設備の設置については、国の交付金採択の動向も見ながら、なるべく早い工事発注ができるよう、当初の計画では平成30年度に7校を予定していた空調設備の実施計画を6校分ふやし、合計13校の実施計画を現在発注しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今発注済みの13校をご紹介していただけますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在、実施計画を発注している13校でございますが、颯田小学校、颯田中学校、穂波東小学校、穂波東中学校、筑穂中学校、飯塚第二中学校、庄内中学校、若菜小学校、庄内小学校、伊岐須小学校、菰田小学校、片島小学校、大分小学校の以上13校でございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

7校設置済みで、13校が実施設計発注済みと。残り9校になると思うんですが、この9校についてはどのような取り組みをされるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

残り9校につきましても早急に工事着工ができますよう、設計業務の発注を急ぎたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

現在から来年の7月までは約10カ月間ございます。この間には冬休みや春休みもございますので、そういう休みの期間を利用すれば、来年の夏前までに全ての学校にエアコンを設置することが可能ではないでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

今年度は夏休みを利用してエアコンの設置を行いました。工期は委託契約締結後、夏休み前の2カ月を製品発注から納品までの期間に充て、学校活動の行われていない夏休みを利用した2カ月で設置から設置後の点検業務を行うという、4カ月の工期が必要でございました。ご指摘の

とおり、冬休みや春休みといった休みを利用すれば、通常の学校活動があつている中で工事を行うよりも早く取りつけができると考えますが、夏休み期間を利用した今年度の工期よりも長期になることは想像できますし、現在発注しております13校の実施設計は、ことしの12月末までが委託期間となっておりますので、ことしの冬休みを使って設置工事を行うことは困難であります。しかしながら、早期に設置しなければならないことは十分に認識しておりますので、工期や発注方法などさまざまな角度から検討し、速やかな設置に努力してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

現時点では来年の夏休み前までに全校に設置することは難しいというご認識のようですが、これはあくまで教育委員会としてですけれども、現在設計を行っている13校、これから設計に取りかかる9校、それぞれについていつまでに設置を完了したいとお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

エアコンの設置には事前の設計に要する工期が必要であり、また、設置工事が夏休みを利用できる工期どうかなどで設置完了時期が異なっております。また、財源の問題などありますので、あくまで検討段階ということでの答弁となりますが、教育委員会といたしましては、現在設計に出している13校については、来年の2学期が始まるまでには設置できるよう、関係各課と協議をいたしております。また、残りの9校につきましても、教育委員会といたしましては来年度中の設置を目指して関係各課と協議を行いたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

教育委員会としては平成30年度、31年度の2年間で全校設置を実現したいというご答弁でございます。5年の計画から2年、大きな前進ではありますが、答弁にもありましたように財源、建築部門や契約においては発注方法や工期、工事に係る教育現場、多岐にわたる調整と創意工夫が必要だと思います。そこで、行政トップから全ての関係部署に対して力強いご指示を出していただきたいと思いますが、副市長、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

質問議員がご指摘のように、記録的な猛暑から児童生徒を守るということは当然のことだと考えておりますし、小中学校にエアコンを設置することは早急に取り組まなければならないことと考えております。市長も先日の答弁で申されましたように、3年をさらに早く進めてほしいということで指示を受けております。関係各課に対しましても指示をいたしておりますので、鋭意努力いたしておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

片峯市長、御承知のように、この件は平成23年9月にさまざまな学校のPTA役員さん方を中心とした署名を添えた請願を、ときの兼本議長に提出をいたしました。残念ながら議会では不採択、あれから丸7年という本当に長い期間が経過をいたしました。しかし、この間、市長におかれましては平成26年9月、教育長時代にPTAを中心とした約100名の署名を添えたエアコン設置要望を受けられた際、できるだけ早く実現させたい、前向きなご返答をいただき、市

長就任時の公約にもしていただきました。これまでかかわってこられた要望者の皆さんを代表して、感謝を申し上げたいと思います。そして今、画期的にも5年で計画されていた設置期間を2年間にまで大幅に短縮を目指して鋭意努力されている職員の皆様に敬意を表しますとともに、ここで改めて市長の思いやメッセージなどをぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

今、質問者るるこれまでの経緯についてお話しになりましたが、PTAの皆さんが子どもたちの状況を鑑みて要望を出されたことについて、やっと市として具体的に動くことができていることを、私としても嬉しく、また、正直ほっとしているところでもございます。この猛暑は待たなしの感がありますので職員のほうにも、技術的に難しい部分も、先ほど教育部長そして副市長が答弁しましたとおりがざいますが、何とか知恵を出しながら、できるだけ早く全ての小中学校の教室にエアコンが設置できるようにしっかりと努力していきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ありがとうございます。未来を託す子どもたちのために、そして教育現場の環境改善のためにもあらゆる手段と知恵を駆使して、全力を挙げて1日でも早い全校設置を実現していただきますように、改めてお願いを申し上げます。

次に、拉致問題や人権に関する教育について、お伺いいたします。日本人拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、政府においても最重要課題と位置づけ、その解決に取り組まれています。そこで、学校教育において拉致問題はどのように扱われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

拉致問題につきましては、小中学校の社会科において取り扱うようになっております。現在使用している教科書においても、小学校6年生の社会科、中学校社会科（公民的分野）において記載があり、学習することになっております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ところで、この拉致問題を題材としたアニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」が作成されていますが、その意図はどこにあるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

政府・拉致問題対策本部では、特に若い世代に拉致問題への理解促進を図ることが重要であると認識のもと、学校教育において拉致問題を人権問題として考える契機とするためにアニメ「めぐみ」などのDVD作品を作成し、平成20年以降に全国の小中学校に配布しております。また、文部科学省によっても平成30年3月に「北朝鮮による拉致問題に関する映像作品の活用促進について」の文書を通じ、全国の小中学校において、アニメ「めぐみ」などの映像作品の活用促進について依頼がなされております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

学校においては、拉致被害者の人権に関してどのような指導がなされておるのか、また、アニメ「めぐみ」の活用はどのようになっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

先ほど申しましたように、拉致問題につきましては小中学校の社会科で学習することとなり、特に、中学校学習指導・要領（公民的分野）の目標において「個人の尊厳と人権の尊重の意義」が掲げられており、拉致問題については被害者及び家族の人権の立場から学習を深めていくことが重要であると考えております。また、平成29年度におけるアニメ「めぐみ」の活用につきましては、市内の小学校8校、中学校2校が活用をしております。拉致問題は単なる知識として知っているだけにとどめることなく、人権問題として児童生徒の理解が深まるよう、アニメ「めぐみ」の活用促進を含め、教科教育や人権教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い方々に拉致問題へ理解促進を図ることが重要であります。したがって、児童生徒が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機とするためにアニメ「めぐみ」を活用することは大変有効なことではないでしょうか。先ほど教育部長が答弁されたように、小中学校の社会科の教科書には拉致問題に関する記述があるようですので、そのような学習の際にも活用すればより深い学習となるでしょうとも思いますし、また、道徳の学習の際にも活用することで、心の育成とともに拉致問題への理解も深まると考えます。現代社会にはさまざまな問題があり、学校では限られた授業時間の中で取り扱われなければならないものがたくさんあって大変なことは理解をしております。しかしながら、拉致問題は絶対に風化させてはならない問題であります。残念ながら現段階では、アニメ「めぐみ」は市内の学校およそ3分の1程度でしか活用されていないようです。文部科学省などからの依頼もありますので、ぜひ教育委員会としても各学校に働きかけをしていただきたいのですが、どのように考えられますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

アニメ「めぐみ」につきましては、文部科学省からの文書をもとに、その活用について校長会議などでも働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

こちらもエアコンの設置と同様に、1日も早く市内全校で活用されるような働きかけをお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。16番 吉田健一議員に発言を許します。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

このたび、6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心とし、北海道や中部地方、全国的に広い範囲で記録された台風7号による梅雨前線等の影響による集中豪雨、西日本を中心とする豪雨、先週におきまして4日から5日にかけての台風21号の被害と、また6日には北海道で起きた地震で、今も不自由な生活を送られている被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、防災・減災対策の取り組みについて、本市における水害と土砂災害における取り組みについてお伺いしていきたいと思っております。まず、防災・減災の取り組みについて質問いたします。

平成15年、平成21年、それから今回の平成30年の7月豪雨の被害内容について、8月初めの各常任委員会でも報告がありましたが、最終の数字をわかる範囲でいいのでお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

まずは過去の部分を含めてご説明をさせていただきたいと思っております。各災害ごとの被害状況ということでお答えをさせていただきます。

まず初めに、住家の関係の被害でございますけれども、平成15年の水害におきましては、全壊が7棟、半壊が9棟、一部損壊が36棟、床上浸水が1778棟、床下浸水が1246棟という状況でございました。

続きまして、平成21年の水害におきましては、全壊が2棟、半壊はございませんでした。一部損壊が5棟、床上浸水が406棟、床下浸水が874棟の状況でございました。

続きまして、平成30年、今回の水害でございますけれども、これにつきましては、全壊はございません。半壊が188棟、一部損壊もございませんが、床上浸水が261棟、床下浸水が319棟という状況でございます。

次に、それ以外の店舗、事務所等の非住家の被害につきましては、平成15年水害時の資料が残っておりませんので、こちらはご了承いただきたいと思います。平成21年が458棟、平成30年が231棟という状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今回の浸水被害が床上浸水、床下浸水と合わせてそれと、半壊を合わせて811棟もあったということです。その他道路、河川、土砂災害については後ほどお伺いいたしますので、次に、避難情報の発令についてお伺いしていきたいと思っております。ことし5月から新庁舎で業務を開始して初めての大災害となりましたが、災害対策本部を初めとした、災害対応は旧庁舎と比較してどのように稼働したのか、利点についてご説明ください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本庁舎につきましては、庁舎自体が災害発生時の防災拠点としての機能を維持するために、免震構造を取り入れておりまして、停電時におきましても72時間連続運転可能な発電機も備えておるところでございます。また、防災行政無線設備などが格納されております防災指令機械室が、担当部署でございます防災安全課の事務室に隣接したことによりまして、市民への情報発信、ま

た、福岡県などからの情報の受信に関する機能が向上いたしております。さらには、有事の際に災害対策本部を設置する庁議室と301会議室におきましても、市長室と隣接され、市長を始め、災害対策本部各班職員との連携がより図られるようになったというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

新庁舎の防災本部は十分稼働したということですね。それとともに昼夜を問わず、災害の調査、復旧に当たられた職員の皆様方について、心から敬意を表したいところです。

次に、気象庁より大雨特別警報が発表されました。これまでに経験したことがないような大雨となっています。直ちに命を守る行動をとってくださいと、市長の防災無線でのご案内が耳に残っております。7月6日、6時45分には避難準備・高齢者等避難開始情報により、避難勧告、避難指示と警報が発表されましたが、市民の避難情報周知については同僚議員の先日の答弁でお伺いしたとおり、ホームページの記載、SNSでの発信、防災メールまもるくん及びエリアメールなどの送信が複数行われているようですが、防災行政無線の内容がわからなかった場合、電話で確認できるということを知ることがあります。その内容について詳細をお知らせください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

防災行政無線の内容がわからなかった場合、通話料はかかりますが、電話で内容を確認することができるシステムでございます。電話番号は0948-26-6767でございます。市役所から放送された内容が放送の1時間後まで確認ができます。このことにつきましては、毎年、市報において掲載をいたしまして、今年度は7月号で掲載をいたしたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

パソコンやスマホがない世帯は、防災行政無線が聞こえなかった場合、固定電話にかけられるのは大変有効だと考えられますが、あまり知られていないようですので、特に高齢者等への周知については、検討いただきたいと思っております。また有事においては、テレビで目にする情報が一般的に身近で一番わかりやすいと思っておりますが、同僚議員からの答弁でLアラートという災害情報共有システムについて、情報伝達手段の中で計画されているみたいですが、この仕組みについてのご説明をお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

このLアラートといいますのは、市町村等の情報発信者が、このLアラートのシステムを通じて、避難勧告などの避難情報や避難所情報をテレビ局等のマスメディアである情報伝達者に提供いたしまして、テレビやラジオなどに情報を発信し、住民の方にお知らせする仕組みとなっております。このLアラートの今後の予定といたしましては、ことしの12月末までにシステムが完成し、来年の3月までに試験運用、訓練や操作説明会が行われまして、4月から本格的に運用開始する予定となっているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

平成30年9月6日、先週、内閣府の発表による台風21号にかかわる被害状況等の発表がされていますが、市町村防災行政無線において和歌山県御坊市に今もなお停電中という放送がされ

ております。そのようなことからより複数の有効な情報が必要になりますので引き続きお願いします。

小学校、中学校の休校についてご質問したいと思います。7月6日の豪雨では市内小・中学校一斉に休校されましたが、豪雨の際、今後も休校等の判断は教育委員会で行っていくのでしょうか。お答えください。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

今回の判断につきましては、判断のおくれ等から児童、生徒や保護者、また学校に混乱を生じさせてしまい反省すべき点がございました。先日の答弁でもご案内いたしましたとおり、これまでも台風など、非常に危険でなおかつ、市内全域に同程度の被害が及ぶと想定されるものは、教育委員会でまた、豪雨や豪雪など地域によって被害状況に差が生じるような場合は学校が判断することとしており、今後についても同様に行うことを各学校とも確認をしております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

急な休校で生徒さんを既に学校に送り出された保護者の方は大変心配されたことと思います。その声が私のほうにも届いております。地域によって気象状況に差が出ることはわかりますが、同じ学校区内においても差は生じるかと思えます。例えば学校から休校の指示が出ていないが、家の前が浸水していたり、雪で出ることができなかつたりということもあると思います。そのようなときはどのようになるのですか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

議員がおっしゃいますとおり、同じ校区でも状況に差が生じていることは十分に考えられます。児童、生徒の命を守ることが最も重要なことですので、そのような際は学校にご連絡いただければ、欠席や遅刻についても柔軟な対応を行うようにしております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

小学校の登校時間は8時20分だったと思います。休校の保護者に対する連絡は当日の午前8時、この時間帯では登校されているお子さんが大多数を占めております。休校の決定で保護者のお迎えということで通知が回ったとのことですが、核家族化の進む現在において、共働きの世帯が多い中、最終の迎えは15時を過ぎていたということも聞いております。台風のように、早い段階で災害の予知ができる場合は教育委員会として判断するのが望ましいことですが、災害はわかりのとおり夜も朝も昼もありません。学校長の判断で難しいことと思います。今後は教育委員会のほうで迅速に決定できる体制をとっていただくことをお願いしたいのですが、その点に対してはいかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

先日のご質問にもお答えをさせていただきましたが、先ほどご案内いたしましたとおり、非常に危険で市内に同程度の被害が及ぶと想定される場合は教育委員会で、また豪雨や豪雪など地域において差が生じるような場合は、学校が判断することとしておりますが、このような学校が判断に迷う場合は、教育委員会のほうにご相談いただければ、教育委員会のほうでもアドバイスな

どを行っていくようにはしております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

なかなか今、答えにくいようにありましたので今後につきましては、やはり意志決定する場合は、学校長の権限も優先するでしょうけど、教育委員会と昼夜問わず連携をとっていただいて、今後、このような問題が発生しないようにご尽力賜ればと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、避難場所と防災訓練についてお伺いします。市の地域防災計画では、市が指定している各避難所において浸水想定区域のランキングと震災時に使用できない施設との記載がなされております。これらの実態についてご説明をお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

避難所につきましては、風水害と震災に分けて指定をいたしております。震災の避難所につきましては、耐震基準を満たしていない施設は指定しておりません。風水害につきましては、平成18年に国が公表いたしました遠賀川水系浸水想定区域図による浸水エリアの中にもまだ存在するものがございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは、風水害の避難所について、実際に浸水してきた場合に使用できないと思われるが、対応についてはどのようにするのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

浸水する可能性が高くなった場合、避難者に対しまして、より安全な避難所への移動をしていただきます。なお、平常時から地域住民と協議を行いまして、民間施設を含めた新たな避難所の指定に取り組んでいるところでございます。なお、午前中にも少しご答弁申し上げましたが、浸水エリアの指定緊急避難場所につきましては、今年度、見直しを考えているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

見直しということで午前中にも答弁いただきましたが、内容によると地域の地区避難所の中に、神社または介護施設、障がい者施設等も指定されているようです。避難場所で避難者が安全で身近な場所に避難できるよう引き続きお願いいたします。

次に、避難行動要支援者の方への対応についてのお尋ねですが、先日の同僚議員の質疑答弁の中において、約7千人の避難行動要支援者の方に対し安否確認を行うことができたということでお話がありました。避難行動要支援者は、高齢者や障がい者の方であるということですが、その中で聴覚障がい者の方に対して、どのような対応をされたのかお願いします。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

先日の本会議でも答弁いたしましたとおり、避難行動要支援者の方につきましては、避難行動要支援者台帳を作成しておりまして、避難を行うに当たり支援が必要な方を毎年、民生委員の

方々に依頼し、調査の上、登載しております。今回の災害対応におきましては、台帳に登載されている聴覚障がい者の方々に対しまして、職員が避難情報の提供や安否確認を実施いたしております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

私のほうで、今回の豪雨で他の自治体の事例を若干紹介させていただきますが、高齢者のひとり暮らしの方で当日、介護関係のヘルパーさんが訪問予定でした。その際、訪問先のご自宅周辺の道路冠水により訪問ができませんでしたので、その旨を担当のケアマネージャーさんに連絡し、当該地域の職員さんが支援者宅を訪れたわけですが、呼びかけやチャイムに反応がないため、避難されたかと勘違いし、戻られたわけです。前もって現場に赴いた職員さんのほうが対処情報を知っていれば、二度も職員さんも危ない目に遭わなかったのですが、後に聴覚障がい者の方は無事保護されましたが、このようなことが実際に起こっておりますので、十分、情報共有ができる体制をつくっていただくように要望しておきます。

次に、減災に向けた取り組みとして地域で有効である防災リーダーの登録及び活動状況についてご説明をお願いします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

市では、ことし3年目となります防災リーダー研修の開催をいたしております。平成28年度の認定者数は44名、平成29年度は前年度からの補講者を含めまして、51名でございます、合計95名の防災リーダーが認定をされております。

活動の状況といたしましては、ご自分の地域での自主防災組織の設立に向けた活動や、防災まち歩きを行い、身近な危険箇所や避難経路等を確認し、独自の防災マップを作成するなど平常時から災害対応力を高める活動を実践されているところでもあります。しかしながら、認定を受けたものの、まだ活動が滞っているリーダーの方もおられると思われまますので、個別の相談や指導を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、この防災リーダーは地域の自主防災組織の設立や運営において大変重要な存在でありますので、引き続き養成を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

防災リーダーの認定数が95名ということです。飯塚市においては、地区ごとに279自治会ありますが、その中のどれくらいの自治会について、防災リーダーの認定者がおられるのか、交流センターの単位で構わないので教えてください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

279自治会のうち、現在、79自治会に地域防災リーダーがおられます。95名の内訳といたしましては、飯塚片島地区に5名、菰田地区に3名、立岩地区に3名、飯塚東地区に5名、鯉田地区に5名、幸袋地区に9名、二瀬地区に13名、鎮西地区に14名、穂波地区に16名、筑穂地区に8名、庄内地区に9名、穎田地区に5名という状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今、お答えいただきました答弁の中で、人数が少ない地域もあるし、前の質問に対しては活動が滞っている地区もあるということでしたので、ぜひその地域を重点的に養成してもらいたいと思います。

次に、防災訓練についてお伺いします。地域での実態を含めた状況についてご説明ください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

まず、全市的には、本市の区域内に大規模な災害が発生した想定のもと、本市及び防災関係機関並びに地域住民が一体となって実行性のある総合的な防災訓練を実施して、災害時における連絡協調体制の確立や防災技術の向上と市民に対する防災に関する啓発を図るために、飯塚市総合防災訓練を隔年で開催をいたしております。残念ながら、本年開催予定でございましたけれども、8月に開催でございましたが、これにつきましては、今回の災害におきまして各防災機関が災害復旧対応中のため、中止の状況となっております。

市職員の防災訓練につきましては、災害対策本部職員を対象に年2回の図上訓練を実施いたしております。内容といたしましては、過去の風水害や地震の教訓を反映し、各段階におけます各班の動きや災害対応の準備状況を確認するものとなっております。

続きまして、市民に対する防災訓練といたしましては、希望された自主防災組織におきまして、地域の危険箇所を実際に確認する防災まち歩きを行い、また、そのデータをもとに地域のハザードマップを作成していただいております。また、防災安全課が支援を行う形で、学校での防災訓練を今年度は小学校5校、中学校1校で実施しているところでございます。今後も随時、地域からの防災に関する研修や訓練の申し込みに対応してまいり、支援を行ってまいります。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人一人がみずから取り組む自助、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む共助、国や地方公共団体が取り組む公助が重要だと言われています。自主防災組織において、防災リーダーの認定者が地域でご尽力いただき、特に鎮西地区で活発な活動が行われていると伺ったことがあります。どのような活動なのかご説明ください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

鎮西地区におきましては、各自治会での防災に関する相互協力体制を構築する活動がなされております。具体的な活動といたしましては、平成28年度及び平成29年度の地域防災リーダー認定者がまちづくり協議会総務部会の中に防災部を立ち上げまして、自治会相互の協力体制を構築していただいております。本市の防災危機管理監によります防災研修を地域の防災部及び自治会単位で受講いただきまして、今後の自主防災活動の要領の指導を受けております。当面は、風水害想定における時間を追っての各自治会の協力要領につきまして研修を行う予定でございます。また、自治会単位で防災まち歩き、防災マップ作成、また炊き出し訓練等も行っております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ご説明いただいた内容の中で、この鎮西地区につきましては自治会の事業において、米を実際に炊き出すということも行っていると聞いておりますので、この活動を丁寧を広げていくことを

要望しておきます。

次に、ソフト面、ハード面の防災対策と浸水対策についてお伺いします。まずソフト面からですが、颯田支所1階が今回、浸水被害を受けております。行政データに支障ありませんでしたか。また、行政データのバックアップの方法についてもお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

ご質問の行政データにつきましては、パソコンには保存をされない仕組みになっておりまして、専用のネットワークを通じて、非常にセキュリティの高いデータセンターに保管をされているため支障はございませんでした。また、この行政データのバックアップにつきましても、データセンターとは別の場所にリカバリーサーバーを設けて対策をいたしているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

次に、災害見舞金や各種減免措置など救済制度は、被害者の皆様にどのように周知されているのかお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

発災後に災害対策本部の担当班におきまして、民間の被害状況調査を行っております。その際、被災家屋各戸に対しまして、本市の救済制度についてのチラシを配布いたしましたところでございます。

また、7月10日から20日まで設置いたしました被災者総合相談窓口におきまして、来庁されました被災者の皆様へ個別にチラシをお渡しさせていただきまして、該当される支援制度の担当窓口において手続を行っていただいたところでございます。さらには、広報いづか8月号におきましても、この救済制度の内容を掲載し、周知をいたしましたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

被災住宅の応急修理についてのお尋ねですが、どのような制度か、あわせてその制度をどのように対象者に周知されたのかお示してください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

災害救助法による救助に関する事務の一部を行うもので、居住用の住宅に半壊以上の被害を受け、みずからの資力では応急修理をすることのできない方を対象として、住宅に居住できるように、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用の一部を直接施工業者に支払う制度で限度額は58万4千円でございます。

それから周知の方法でございますけれども、7月25日に本制度に関するチラシを郵送し、7月29日の災害見舞金交付時にも同様のチラシを配布しております。また、広報いづか8月号では、「集中豪雨による被災者の救済制度について」の中に掲載がされておりますし、8月14日には再度チラシを郵送いたしております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは、その申請件数はどのくらいの件数が上がったのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

受付を8月31日で終了しておりますけれども、対象件数は144件で、相談件数23件、申請件数は15件でございます。対象件数にはアパート等の借家も含まれております。所有者の資力がない場合は入居者も対象となります。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

対象件数144件で15件ということで、なぜ申請件数が少なかったとお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

応急修理の範囲は居室、台所及びトイレ等、日常生活に必要最小限度の部分、また、対象者はみずからの資力では応急修理をすることができない方となっており、このような要件があることから申請者が少なかったのではないかと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

制度としてはよい制度であります、もっと被災者の方が利用しやすい制度になりますよう、これは当市ではできないと思いますので、国、県に要望をお願いしたいと思います。

続きましてハード面ですが、平成29年度に出された飯塚市水防計画書の中で、被害想定箇所として56カ所が記載されております。今回の7月豪雨で被害状況は、当該56カ所についてどのようになっていますか、お答えください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

飯塚市水防計画書には56カ所の被害想定箇所が示されておりますが、今回の7月豪雨において被害が発生した箇所は8カ所で、いずれも河川や水路による冠水や浸水の被害となっております。地区の内訳では、主には庄司川のある幸袋地区、建花寺川のある二瀬地区、庄内川及び鹿毛馬川のある颯田地区で大きな被害が発生しております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

想定があった8カ所に被害が出たということですが、その被害が出た箇所について、改修などの計画があったのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

今回、大きな浸水被害を受けました幸袋地区の庄司川、二瀬地区の建花寺川及び颯田地区の庄内川と鹿毛馬川は県の管理河川となっております。

それぞれの改修計画につきましては、庄司川では、庄司川橋から津島橋までの1400メートルの河川整備が計画されており、現在は最下流部の庄司川橋のかけかえに向けた取り組みが行われているところでございます。

庄内川では下流部の築堤整備及び護岸設置工事におきましては、本年度完了予定となっており、現在、最下流部の小竹町御徳地区に建設予定であります貯水量約3020立方メートルの調整池に係る用地交渉を進めているところでございます。

建花寺川では堤防のかさ上げなどの計画がございます。

しかしながら、今回の7月豪雨により大きな被害を受けたことから、再度計画の見直しや抜本的な対策が必要と考えており、今後、遠賀川の管理者である国と庄司川、建花寺川、庄内川の管理者である県と連携しながら、詳細な浸水要因を調査、把握した上で、必要な対策について協議してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

被害の大きかった庄司川、庄内川、建花寺川について再度確認ですけど、排水ポンプの施設について、現在どのような設備があるのかお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

遠賀川への排水施設につきましては、庄司川排水機場のみであり、庄内川、鹿毛馬川につきましては、排水ポンプ施設はなく、自然流下で排水をしております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

平成15年の水害に対し、学頭調整池、明星寺調整池、姿川調整池など各種整備が行われておりますが、今回の豪雨によってどのような効果があったのかお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

平成15年の水害後、浸水対策事業にて調整池の整備が行われております。その結果、整備がなされた地区におきましては、今回の豪雨による水害被害は15年災に比べ軽減されていることから、事業効果があったと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

次に、オンサイトの整備状況について、学校のグラウンドは大雨時に雨水をためられると聞いておりますが、整備状況はどうなっていますか。また、その効果はいかがですか。あわせて学校は避難所の指定でもあったことから、車で避難された方の駐車場に問題がなかったのかについてお伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

ご質問のとおり、本市の小中学校では、学校敷地内に降った雨水を一定量グラウンドでためるオンサイト方式となっている学校がございます。オンサイト方式でグラウンドを整備している学校は、小学校、中学校が一緒に施設に入っている小中一貫校がございますので、施設数で申し上げますと13施設となります。その内訳は、鯉田小学校、飯塚東小学校、菰田小学校、飯塚小学校、片島小学校、伊岐須小学校、若菜小学校、庄内小学校、飯塚第2中学校、小中一貫校幸袋校、小中一貫校飯塚鎮西校、小中一貫校穎田校、小中一貫校穂波東校の13校でございます。

また、オンサイトの効果でございますが、これはいわゆる調整池の役割を果たすものでございます。豪雨など非常に激しい雨が降ったときに一時的に降雨を受けとめ、一定量の水を徐々に放流することで、放流先の河川の氾濫などに対し一定の減災効果があったと考えております。

3点目の車で学校に避難されました方の駐車場でございますが、避難所となった学校から駐車場について支障が生じたという報告は上がっておりません。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

学校以外の施設においてもオンサイトとして整備されていると思いますが、その状況はいかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

学校以外でオンサイトとして整備された施設は、平恒の穂波グラウンドB&Gと鯉田の市民公園運動広場駐車場、その他に小規模ではございますが6カ所の公園がございます。その効果については、先ほど学校施設と同様に一定量の水を徐々に放流することで、放流先の河川の氾濫などに対し、一定の減災効果があったと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

雨水の一時貯留施設はどの施設も効果が出ているとのことです。

次に、ため池、水路、農林業施設や水田においても一定の治水効果が期待できると思われませんが、その役割と対策について伺いたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

ため池、水路等の農林業施設につきましては、本年度より長寿命化計画に向けた台帳整理を行っているところであります。その中で各施設の状況を把握し、水害の要因となるものや治水効果が期待できるものについて整理を行い、危険なものについては、計画に基づいて解消していき、治水に利用できるものがあれば、それを活用していきたいと考えております。

例えば、本市では水害予防として、ため池及び下流水路の急激な水位上昇による水害を防ぐため、梅雨の間、ため池栓の一部を開放していただくよう、各農区長、生産組合長に毎年お願いをしているところでございます。

また、水田につきましては、開発、宅地化により減少傾向にはございますが、その貯水能力により洪水、氾濫被害等の緩和を図っている先進地もあると聞いておりますので、そういう事例等を調査研究していきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

私は8月末に新潟県を訪問し、水害における対策を行政視察してまいりました。その事例を紹介いたしますが、新潟県域では、水田が有している多面的機能の一つである貯水能力に着目し、水田の排水口を小さな口径にすることにより、大雨時には少しずつ排水することで、一時的に水をため、河川流域の農地、市街地の洪水被害を軽減する事業も行われております。中でも、新潟県見附市の田んぼダム事業は、新潟県内でも最大規模となる圃場1200ヘクタールの水田を活用して、農業団体及び農家約800人の協力を得て、約3千カ所の排水口に特殊な水位調整管を

設置することで排水の抑制を図られております。田んぼの排水口にコーン型の器具を設置して、総事業費わずか1500万円で252万立方メートル、それは当該地域のダムの貯水量393万立方メートルのおよそ64%に相当する効果が出されています。面積規模、要件は異なりますけどぜひ内容を研究してみてください。

次に、今後の対策についてお伺いしていきます。同僚議員の質問で排水ポンプの稼働状況の内容は聞きましたので、市内における水門と排水ポンプの管理状況についてお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

水門と排水ポンプにつきましては、年間に18回の点検を行っておりまして、5月から10月までの出水時期に月2回、11月から4月までにつきましては、月1回実施をしております。また、点検時におきまして不具合等が発見された場合は、速やかに修繕、対応をし、施設の正常稼働に努めております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今回の7月豪雨の被害から見ますと改めて、先ほどの同僚議員の中でありましたけど、幸袋地区、勢田地区の各地区より要望書も提出されているということから、ポンプ場や調整池の整備が必要であると感じるのですが、市として今後の浸水対策をどのように考えられているのか、お答えをお願いします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部長。

○都市建設部長（今井 一）

質問議員が言われますようにポンプ場や調整池の整備は、今後の浸水対策として有効な事業であり、あわせて各河川の流下能力の向上と遠賀川の水位を下げることも必要と考えております。今後は、遠賀川を管理する国や庄司川、庄内川及び建花寺川を管理する福岡県と連携しながら、詳細な浸水要因を調査、把握した上で、必要な対策について協議してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今回の7月の豪雨において、ご説明いただいた潁田地区の庄内川、幸袋地区の庄司川、川津、横田地区の建花寺川で浸水被害がご説明のとおり多く発生しております。今議会の一般質問において、河川改修、しゅんせつ、排水ポンプの設置の質疑がさまざま出され、要望が出されましたが、嘉麻市馬見山から響灘まで流れる延長61キロメートル、流域面積1026平方キロメートルの一級河川遠賀川の流量を上げる治水対策は、流域自治体と福岡県並びに国土交通省の協議で改善していくことが急務であることは明らかですが、当市においてできること、浸水地域を守ること、先ほどの私の質問に対し、調整池ほかの効果で答弁をいただいたように、平成15年の水害以降、浸水対策にて調整池の整備が行われることにより、その結果、整備がなされた地域においては、今回の豪雨による水害は、15年災に比べ軽減されていることから、効果があったと考えておりますということも答弁をいただきました。集中豪雨の局地的な出水により、今回、国土交通省遠賀川河川事務所川島観測所の7月6日、18時40分の最高水位は6メートル16センチメートルです。河川能力を超過する可能性もありました。雨水が川に入る前に一時的にためる調整池の整備が急務であると私は考えております。

今回のように冠水した場合、床上浸水の被害が発生した場合、被災された方は、火災保険の契

約内容や建物の破損状況によって、個人の補償が受けられるケースもありますが、補償内容が不足していれば、多額の出費を伴う上、お金だけではなく、元の生活に戻るのは大変な手間と時間がかかります。被災者にとってはほとんどない話です。最近ではゲリラ豪雨も珍しいものではなく、今までのように内水対策だけでは、浸水被害を防げないケースは全国的にもふえております。洪水は降る雨の量と大きく関係しますが、雨水を効果的に排出することと、そのほかにも地域の雨水対策処理の一時貯留施設の整備が大きく関係しているのです。

今回の9月議会に提出の一般会計補正予算専決では、農林関係予算455件、11億6800万円、道路・橋りょう144件、4億5100万円、河川50件、2億7千万円、その他施設14件、5600万円、かかる事務費として4200万円、公共施設被害総額として663件、19億9600万円と別に災害援助費3億65万9千円、締めて22億9700万円の飯塚市の災害復旧予算が計上されております。このほかにも浸水に遭われた被災者の方々は自費で災害復旧補修を行ったわけです。その金額は、当然この予算の中には含まれておりません。このようなことから当市での治水をどうするか対策が重要です。国、県と協議し、事業を進めることは十分わかっておりますが、飯塚市としてどうしたいのか、これからどう対策を打つのか、被害を受けた飯塚市に次に起こらない独自の方策をどう考えるのか、その見解を市長、お聞かせ願いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（佐藤清和）

市長。

○市長（片峯 誠）

私ども行政は、市議会の皆様、そして市民の皆様とともに住みたいまち、住み続けたいまちづくりに、これまでも努力をしておりますが、その基本となる安全安心なまちづくりは、災害に強い地域づくりがあってこそ、成立するものであり、7月の豪雨災害を受けまして、このことを改めて考えさせられた次第でございます。

今回、特に大きな被害がありました幸袋、颯田、二瀬地区の浸水対策につきましては、質問者がおっしゃいますとおり、国、県との連携を強化し、私どもが国、県に対し、地域の声をしっかり届けることはもちろんのこと、災害に今回また直面した行政として、国や県に対して、決して受け身の姿勢ではなく、真に地域が必要とすること、また、それぞれの地域状況を踏まえた対策等を積極的にみずから提案もしていかなければならないと思っています。国、県のそのような動きをつくるためにも、国、県任せではなく、市としてやるべきことはしっかりと対応して、その上で、国、県の協力を得るといような姿勢を大事にしていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

市長より、国、県の協力のもとではなく、当市がどうしていきたいのかということをお聞かせいただきました。まさにそのとおりだと思います。災害は待ったなしです。被害をいかに少なくするか減災の視点で取り組み、これまでの水害を教訓に知恵を絞り出し、全ての対策を進め、今後、被害の少ない飯塚をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。お願いでございます、手話通訳を行いますので、質問者、答弁者におかれましては、ゆっくり、はっきりと発言をしていただきますよう、配慮をお願いいたします。10番 秀村長利議員に発言を許します。10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

本日は障がい者福祉の取り組みについて、それとLGBT（性的少数者）についての2点をお尋ねいたします。まず、障がい者福祉の取り組みについてですけれども、視覚障がい者に対する福祉サービスについて、視覚障がい者に対する福祉サービスとして同行援護がありますが、サービスの内容について、まずお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

同行援護とは、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の方が外出するときに同行し、移動するとき及びそれに伴う外出先での必要な代筆、代読を含む視覚的情報の提供を行うとともに、移動の援護やその他外出する際に必要となる援助を行うものでございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

では次に、本市では、視覚障がい者にかかわる身体障がい者手帳を所持されている方のうち、この同行援護サービスを利用されている人数はどのくらいおられますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

視覚障がいに係る身体障がい者手帳を所持されている方は、3月31日現在で437名の方がおられます。そのうち移動に著しい困難を有し、同行援護サービスを利用されている方は約50名でございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

437名のうち50名ということで意外と少ないですけれども、ご家族と一緒に出かけられている方もこのうちに入っているんでしょうけれども。

では、この同行援護サービスを利用する場合にはどのような手続が必要なのか、また、どのようにサービスを周知しておられますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

本市では、身体障がい者手帳等の交付の際に視覚障がい者の方もご利用できるよう、音声コード付きの障がい者ガイドブックをお渡しし、各種障がい者福祉サービスのご紹介をしております。同行援護を初めとする障がい者福祉サービスのご利用を希望される場合は、穂波庁舎3階に設置しております障がい者基幹相談支援センターや指定相談支援事業所が、飯塚市、嘉麻市、桂川町の圏域に25事業所がございまして、申請手続の援助やサービス利用に伴う生活設計をお手伝いしております。これらの事業所がサービス利用計画を作成し、サービスの提供を行っているところでございます。また、本市は身体、知的、精神に係る障がい当事者などの中から、障がい者相談員として計16名の方々に委嘱をしております。このうち、視覚障がい者に関する相談員が2名おられますので、ご相談いただき、障がい者基幹相談支援センターなどへつなぐこともございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

視覚障がい者当事者団体を通じて、情報の提供の方法についてどのような対応を行っておられますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

視覚障がい者団体として、飯塚盲人会が組織されております。毎年、飯塚盲人会から懇談会の開催案内があり、円滑な移動に係る点字ブロックの設置や視覚障がい者用信号機の設置などの要望をお聞きしながら、関係機関等と連携し、支援を行っているところでございます。

なお、同行援護などのサービスに係る制度改正が行われた際には、その懇談会の席上でご説明を行っております。また、そのほか情報提供が必要となった場合には、別途ご連絡を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

直接意見を、お話を聞かれているということですので、引き続き、きめ細やかな対応をお願いいたします。

それでは次に、聴覚障がい者に対する支援についてなんですけれども、これは主に手話言語条例、前もお尋ねしましたけれども、その件についてお尋ねいたします。障害者基本法が2011年、平成23年7月29日に改正され、同年8月5日に公布、施行されている。この改正障害者基本法の第3条第3号に、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。この「言語（手話を含む）」という記述がありながら、改正障害者基本法で十分に規定されていないことから、その後、手話を言語として規定する法律なり、条例なりの必要性があるという根拠となっております。

平成28年3月までに、本市議会を含め、全ての都道府県議会及び市区町村議会で手話言語法制定を求める意見書が提出され、採択されており、国に対し手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定することを強く求めておりますが、それを受けて、平成29年6月議会において手話言語条例策定に向けて検討を要望しておりました。その後の検討はどのようなものか、まず、現在、全国的に県、区、市町村において手話言語条例を制定する取り組みを進める動きが見られるが、現在、全国的にどのような状況なのか、お願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

全国的な条例の制定状況でございます。一般財団法人全日本ろうあ連盟の調査によりますと、平成30年8月17日現在、47都道府県1741市町村のうち、22都道府県、2区、142市、19町の計185自治体が条例を制定しております。平成29年4月以降では88自治体が制定をしております。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

意外とまだまだ少ない状況にあるとは思いますが、では、福岡県内の自治体における手話言語条例の制定状況はどのようになっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

まず、福岡県は手話言語条例の制定には至っておりません。次に、県内の自治体における手話言語条例の制定状況は、平成29年3月に制定いたしました朝倉市、直方市の2市でございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

これも福岡県内まだ2自治体ということなので、本当に少ないと思っておりますが、それでは次に、手話言語条例を制定している朝倉市、直方市における取り組み状況はどのようなものですか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

朝倉市及び直方市における手話言語条例の制定までの成立経過やその後の具体施策などについて、担当課職員を派遣し調査を行っております。まず、朝倉市は平成29年4月に手話言語条例を施行後、北部九州豪雨被害を受けたため、手話言語条例制定後の新たな施策事業については、平成30年度に手話施策推進方針を策定し、平成31年度から具体的な施策の検討を予定しているということでした。

次に、直方市では、平成29年4月に手話言語条例を施行後、同年7月23日に手話言語条例制定記念講演会を開催されております。平成30年度は前年度に引き続き、講演会の開催や手話カレンダーを作成するなど、市民への手話普及を予定しているということでした。なお、手話施策推進方針を策定されており、毎年、手話普及施策の検討、見直しを行っていくということでした。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

いろいろやっておられるようですけども、予算とかいろいろ考えて継続していくのは本当に大変だと思いますけども。この手話言語条例から見えてくる課題ですけども、手話言語条例を制定した自治体における手話普及にかかわる施策事業の取り組みに対して、どのようなことが課題となっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

手話言語条例を制定した自治体におきましては、条例を制定することが目的となってしまうまいよう、また、一時的なブームとなってしまうまいようにするために、予算措置、施策と相まった定期的、継続的な実効性の検証が課題となっているということでございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

手話言語条例に対する考えですけども、本市の聴覚障がい者団体における手話言語条例の制定に向けての意向はどのようなものとなっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

本市の聴覚障がい者団体でございます、飯塚市聴覚障がい者協会と毎年懇談会を開催しておりますが、その中で、本市に対して手話言語条例制定を要望されております。飯塚市聴覚障がい者協会では、市民への手話普及と聴覚障がい者への理解を進めるために、飯塚市、嘉麻市、桂川町職員手話講習会や手話奉仕員養成講座実施に際し、講師派遣の協力を行っていただき、また、意思疎通支援者派遣事業運営委員会に参画いただいているとともに、協会独自の事業として、各種イベントでのバザー活動、市内小学校4年生への手話教室などに取り組まれております。当事者団体として、市民への手話の理解と普及を進めていくことが重要であるとの認識のもと、各種ご意見をいただいているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

聴覚障がい者団体から手話言語条例制定を要望されているということですが、市として、手話言語条例制定に対する考えはどのようなものとなっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

手話言語条例制定に対する市の考えについてのご質問でございますが、先ほど質問議員からご説明がありましたように、現在、国内全ての都道府県議会及び市区町村議会に手話言語法制定を求める意見書が提出され、採択されております。また、福岡県市長会からも全国市長会を通じて、国に対して手話言語法の制定（仮称）について、提言しているところでございます。本市といたしましては、現在、国における法律の制定や福岡県の条例制定、既に条例を制定している自治体の取り組み状況などについて、その動向を注視しているところでございまして、国、県、市における役割が明確に法制化されることで、相乗効果作用による市民への手話の普及や聴覚障がい者の方への理解が促進されるものと考えているところでございます。国、県の法制化が確立されていない中、市民への手話の普及にその根拠となる手話言語条例として法制化することにつきましては検討する必要があると考えておりますが、視覚障がい者などの他のコミュニケーション手段を必要とする方への検討も必要があるのではないかとということも考えなければなりません。

このような点を踏まえて、多くの自治体が条例制定に至っていないものと考えております。本市といたしましては、現行の手話普及施策をしっかりと事業実施していきながら、新たな市民への手話普及や聴覚障がい者への理解促進に係る施策を検討、実施していくことが重要であるものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利委員。

○10番（秀村長利）

多分、慎重になり過ぎて、まだいまだに制定に至ってないと思うんですね。いろいろな施策も頑張らせておられると思います。手話の普及や聴覚障がい者への理解促進のための手話言語条例の制定に当たっては、国や県の法制化の動きを注視するとともに、視覚障がい者などの他のコミュニケーション手段を必要とする方への配慮も必要と思われまます。地域共生社会のまちづくり、共生社会ホストタウン構想などが進められ、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解促進、地域社会におけるノーマライゼーションの普及や心のバリアフリーを進展させていく取り組みが重要だと考えております。その点を踏まえた上で、この条例の制定、きょう来られていますけど、皆様方本当に条例の制定を願っておられます。いち早い制定をお願いしたいと思っております。

続きまして、LGBT（性的少数者）への取り組みについてですけども、最近、自分の性に関

して悩んだり、生きづらさを感じている方々がおられます。このような話を聞く機会もまたありました。著名な方々の中には、最近では、朝のコメンテーターをされている方、東大の名誉教授をされている方がカミングアウトをしたり、自身が性的少数者であることをカミングアウトするといったことも聞かれております。ある企業の調査によれば、日本人の約8%の割合でLGBT層、つまり性的少数者が存在しているといった結果が公表されています。これは、左利きの人やAB型の血液型の人との割合とほぼ同じだとも言われております。これらのことから、LGBT層の存在が身近であることを改めて実感したところでございます。

一方で、日常生活において自認する性を公表できず、苦しんでおられる人もおられます。そこで、学校においても、自認する性について悩み苦しんでいる子どもたちがいるのではないかと思います。そのような子どもたちに学校はどのような対応をしているのか、お尋ねします。まず、学校では自認する性に関して、子どもや保護者からの相談はあっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現時点で、児童生徒や保護者から相談を受けたという報告は上がってきておりません。そのことで、市内の児童生徒にLGBT層が存在していないとは考えておりませんが、自認する性に関しては秘匿性が高い場合が多く、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象を持つおそれがあることから、当該児童生徒の把握を、学校として積極的に行うことは困難であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

やっぱりまだまだカミングアウトしにくい状況が、いじめられたりとかを考えたりするんじゃないでしょうか。

そしてまた、福岡市の警固中学校では制服選択制度を導入したと聞きました。これはまた、どのような取り組みであるのか、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

福岡市立警固中学校は、平成31年4月入学の新1年生から制服を、現行の詰め襟とセーラー服から改めて、男女共通のブレザーにすると決めています。さらに、性別に関係なく、ズボンとスカートを自由に選べるようにするともしております。心と体の性が一致しないトランスジェンダーを初めとする多様な性に配慮した取り組みであると考えております。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

では、本市においては、制服選択制度をどのように考えておられますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

平成27年度に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という文書が発出されております。その中では、児童生徒及び保護者から自認する性に関して相談があった場合、学校として組織的に取り組み、当該児童生徒に対する支援体制を確立していくことが求められています。制服の問題に関しましても、実際の事例として、自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めることが示されており、これらを参考として、学校

には当該児童生徒への適切な対応を行うように求めています。本市ではこの通知内容に基づいて、各学校において当該児童生徒や保護者への十分な配慮を行い、適切かつ柔軟に対応するようにしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

まだまだ地方ではやっぱりカミングアウトしにくい状況にあると思います。それで、当該児童生徒から相談があった場合、市内の学校は適切に対応するということですね。

では、制服のほか、きめ細やかな対応を行うために、学校現場ではどのような取り組みをされておられますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

当該児童生徒への支援体制を確立する上で、教職員の性的少数者の問題に関する正しい知識、理解を深めることが重要です。そこで、文部科学省が示した教職員向けのガイドラインを活用するなど、各学校では校内研修の充実に努めているところです。学校においては、当該児童生徒の相談窓口としてまず考えられるのが、保健室です。そのため、教育委員会といたしましても、養護教諭全員を対象にしたLGBTに関する研修会なども実施しております。また、保健だよりなどによりまして、性に関する相談窓口があることを児童生徒や保護者に周知する手だてをとるなど、環境の整備も図っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

相談窓口もあるということですね。では最後に、子どもたちにはLGBTに関してどのような指導がなされておられますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

当該児童生徒が安心して学校生活を送るためには、周りの児童生徒のLGBTに関する正しい知識、理解が必要となります。県が作成しました人権教育学習教材集には、小学校、中学校それぞれにLGBTを取り上げた教材があります。また、市内小中学校の人権同和教育担当者の会では、LGBTに関する教育内容や指導方法等の研究が公開事業を通して行われるなど、学校におけるLGBTに関する学習の実施、充実に取り組んでいるところです。今後も人権が尊重され、児童生徒一人一人が大切にされていると実感できる学校づくりを推進するとともに、性同一性障がいや性的指向、性自認に関する児童生徒の正しい知識、理解を深める人権学習などの充実に努め、当該児童生徒にとっても安心できる学校環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

10番 秀村長利議員。

○10番（秀村長利）

実は、私の知り合いの娘さんの彼氏が、実は戸籍上は女性であって、男の生活をされている方が1人おられたんです。そのことがあったもので、今回ちょっと尋ねる機会にもなったんですけども、何にしても大変だと言っていました。就職にしても、何をすることも大変だと。ちゃんとした知識があれば、みんな受け入れてくれるんだろうけれど、地方ではまだまだやっぱり差別されるのではないかと、のけ者にされるのではないかとという概念があると思いますので、今後、学校でもちゃんとした知識を話してもらって、差別のない、そしてカミングアウトのしやすい飯塚市に、

また、何と言いますか、LGBT、制服選択制度だけではなく、パートナーシップ婚、同性婚とかいろいろありますけれども、そろそろ少しは考えていっていただきたいという投げかけをして、今回の一般質問を終わらせていただきますが、それと最後に一つ、条例、よろしく願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明9月11日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時27分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 藤浦誠一 | 16番 | 吉田健一 |
| 2番 | 佐藤清和 | 17番 | 福永隆一 |
| 3番 | 瀬戸光 | 18番 | 城丸秀高 |
| 4番 | 兼本芳雄 | 19番 | 松延隆俊 |
| 5番 | 光根正宣 | 20番 | 上野伸五 |
| 6番 | 奥山亮一 | 21番 | 田中博文 |
| 7番 | 川上直喜 | 22番 | 鯉川信二 |
| 9番 | 明石哲也 | 23番 | 古本俊克 |
| 10番 | 秀村長利 | 24番 | 森山元昭 |
| 11番 | 永末雄大 | 25番 | 勝田靖 |
| 12番 | 田中裕二 | 26番 | 道祖満 |
| 13番 | 守光博正 | 27番 | 坂平末雄 |
| 14番 | 江口徹 | 28番 | 平山悟 |
| 15番 | 梶原健一 | | |

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都市建設部長 今 井 一

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 實 藤 和 也

国際交流推進室長 原 田 一 隆

都市施設整備推進室長 藤 中 道 男

環境施設等広域化担当次長 永 岡 秀 作

公営競技事業所長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 堀 江 勝 美

